

告示

埼玉県告示第八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団武蔵野会 T MG あさか医療センター 医療法人さくらさくら記念 病院	埼玉県朝霞市溝沼一三四〇番地 の一 埼玉県富士見市水谷東一丁目二 十八番地一	平成三十二年 九月八日 同右